

## 松前町さくらと城のふるさとづくり基金条例

### (設置)

第1条 寄附を通じた住民参加型の地方自治を実現し、寄附金を財源として松前町が行うさくらと城を活かしたふるさとづくりを推進するため、松前町さくらと城のふるさとづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (事業の区分)

第2条 前条の寄附金により実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) さくらの育成、保護及び管理に関する事業
- (2) 松前城の保存整備及び管理運営に関する事業

### (積立て)

第3条 前条に規定する事業に充てるため寄附者から収受した寄附金は、一般会計の歳入歳出予算に計上して積み立てするものとする。

### (寄附金の指定等)

第4条 寄附者は、第2条で定める事業のうち寄附金を何れの事業に充てるかを予め指定できるものとする。

- 2 寄附金のうち前項の指定のないものについては、町長が寄附者に代わり用途にかかる指定を行うものとする。
- 3 町長は前項による指定を行ったときは、その内容を速やかに寄附者に通知しなければならない。
- 4 町長は、基金の積み立て、管理及び処分その他の基金の運用については、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

### (管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実にかつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実にかつ有利な有価証券に代えることができる。

( 運用益金の処理 )

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

( 処分 )

第 7 条 基金は、第 2 条に掲げる事業に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

( 繰替運用 )

第 8 条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができる。

( 規則への委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。